

表決が分かれた議案および請願に対する議員別の賛否状況【賛成：○ 反対：×】

※会派名の「無」は「無所属」です。 ※議長 大杉吉包は原則として採決に加わりません。

| 会派名(※) | 平明の会 | | | | | 緑風会 | | | | | 鈴鹿の風 | | | | | リベラル鈴鹿 | | | 公明党 | | | 市民クラブ | | | 日本共産党 | | | 無 | 無 | 無 | | |
|----------|------|----|----|---|---|-----|---|---|---|---|------|---|---|---|---|--------|---|---|-----|---|---|-------|---|---|-------|---|---|---|---|---|---|---|
| 議員名 | 野間 | 矢野 | 市川 | 森 | 宮 | 山 | 宮 | 今 | 藪 | 山 | 平 | 後 | 中 | 永 | 明 | 平 | 板 | 水 | 森 | 大 | 池 | 藤 | 船 | 大 | 中 | 原 | 石 | 森 | 橋 | 森 | 伊 | 大 |
| | 芳 | 仁 | 哲 | 喜 | 木 | 中 | 本 | 井 | 田 | 口 | 畑 | 藤 | 西 | 戸 | 石 | 野 | 倉 | 谷 | 田 | 窪 | 上 | 浪 | 間 | 西 | 村 | 田 | 田 | 川 | 詰 | 東 | 杉 | |
| | 実 | 志 | 夫 | 代 | 健 | 博 | 正 | 俊 | 啓 | 善 | 武 | 光 | 大 | 孝 | 孝 | 泰 | 操 | 進 | 英 | 博 | 茂 | 清 | 涼 | 克 | 浩 | 勝 | 秀 | ス | 圭 | 雅 | 良 | 吉 |
| 議案第35号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | ○ | ○ | - |
| 議案第36号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | ○ | ○ | - |
| 議員発議案第1号 | × | × | ○ | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 請願第3号 | × | × | ○ | × | × | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | × | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |

意見書の送付について 意見書とは市の公益に関することについて、議会の意思を意見としてまとめた文書です。

6月定例会で次の意見書を可決し、関係機関に送付しました。

委員会発議案第3号 年金積立金の安全かつ確実な運用等を求める意見書
 委員会からの提案 送付先：内閣総理大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長

年金積立金の安全かつ確実な運用等を求める意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活をしている。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」などにおいて年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用を進めつつある。しかし、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものである。GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス（統治）体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しを進めることは問題であると言わざるを得ない。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣や GPIF が責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになる。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- 2 GPIF において、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダー（利害関係者）が参画し、確実に意思反映できるガバナンス（統治）体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月29日

鈴鹿市議会議長 大杉吉包